5　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者			
6　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者			
7　不動産賃貸業を営む者であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）に規定する空家等対策計画を策定している市町村（空家等対策を定めていない市町村は除く。）の区域内において、老朽化した賃貸用不動産の改修を行うもの	情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者		
	1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者	1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に規定する過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図ること。
	2　海外における経済の構造的変化等に適応するために海外展開事業の再編を行う者	2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に規定する半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
	3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者	3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に規定する離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に規定する奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に規定する小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に規定する振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
		7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に規定する特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	

8　過疎法に規定する過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者			
9　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）に規定する産業導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者			
10　1から9までに以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者			
11　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第百四十号）に規定する特定被災区域のうち、岩手県、宮城県若しくは福島県において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者			
12　企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に規定する基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者			
13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者			
14　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の規定により都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者			
15　本社を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者			
16　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の規定により策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者			

十	
1　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画する者	地域経済の産業活動の維持・発展のため、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。
2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	